



経営インサイト

管理部門担当者様にとって注目のテーマに気付きをお届けする



税理士法人アイユーコンサルティング 税理士 足立 賢亮 氏



株式会社アイユーアソシエイツ 代表取締役 税理士 竹田 清香 氏

2023年10月1日から、いよいよインボイス制度が始まります。インボイス制度について、「単に請求書が変わるだけだろう」「うちは課税事業者だから関係ない」と思っているとしたら、要注意です。実際に制度が始まって経理事務が滞ってしまうことのないように、早い段階から準備が必要です。今回は、インボイス制度の概要や、企業が今のうちしておくべきこと、具体的な準備のスケジュールなどについて、株式会社アイユーアソシエイツ 代表取締役 竹田清香 税理士、税理士法人アイユーコンサルティング 足立賢亮税理士にお話を伺いました。

準備できていますか？ インボイス制度

まずは、インボイス制度について簡単に復習しておきましょう。インボイス制度とは「適格請求書等保存方式」(図表1)とも呼ばれるもので、インボイス制度が始まることによって、大きく3つの変化があります。

1 2023年10月から始まるインボイス制度

図表1 適格請求書等保存方式の例

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※インボイス制度までの4年間における暫定的な仕入税額控除方式

【イメージ】

請求書	
〇〇社御中	(株)△△
●年◆月分	請求金額 43,600円
◆月1日	割りばし 550円
◆月3日	牛肉 ※ 5,400円
...	...
合計	43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)
	※は軽減税率対象

【記載事項】

- ①請求書発行者の氏名又は名称
- ②取引年月日
- ③取引の内容
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)
- ⑤軽減税率の対象品目である旨
- ⑥請求書受領者の氏名又は名称

【適格請求書等保存方式(インボイス制度)】

2023年10月~

【イメージ】

請求書	
〇〇社御中	(株)△△(T1234...)
●年◆月分	請求金額 43,600円
◆月1日	割りばし 550円
◆月3日	牛肉 ※ 5,400円
...	...
合計	43,600円
	10%対象 22,000円 内税2,000円
	8%対象 21,600円 内税1,600円
	※は軽減税率対象

【記載事項】

- 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ①登録番号 (課税事業者のみ登録可)
 - ②適用税率
 - ③消費税額

出典:「適格請求書等保存方式の導入」(財務省)より作成

◆**適格請求書発行事業者の登録が必要**

インボイス、いわゆる「適格請求書」という形式の請求書を発行するために、適格請求書発行事業者として税務署に登録しなければなりません。

事業者には、免税事業者と課税事業者の2種類がありますが、課税事業者だからといって自動的に適格請求書発行事業者になるわけではありませんので、ここは注意しましょう。

◆**請求書に記載するべき内容が増える**

今使われている請求書は「区分記載請求書」と呼ばれるもので、消費税が8%から10%に増税になったときに採用されました。区分記載請求書には、税率ごとに区分して合計した額と、軽減税率の対象品目であることを記載しなければなりません。

適格請求書には、更に登録番号と適用税率、消費税額を記載する必要があります。

◆**仕入れ控除に影響が**

インボイス制度になって大きく変わるのが、消費税の仕入れ税額控除です。

現時点では、仕入れに該当する取引で消費税が課税されているものについては、全て仕入れ税額控除の対象となってい

ました。しかしインボイス制度が始まると、適格請求書によって請求された取引のみが仕入れ税額控除の対象になることになります(猶予期間あり。一部例外あり)。すなわち、適格請求書発行事業者以外の事業者から仕入れたものについては、仕入れ税額控除の対象にはならないことになるのです。

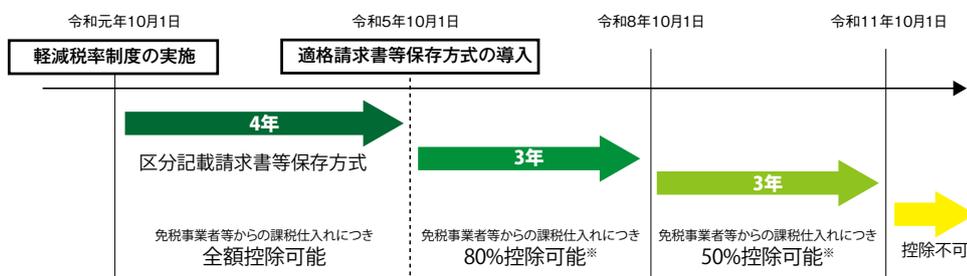
具体的に見ていきましょう。例えば、30万円がA社から部品を仕入れて100万円の商品を作り、売れたとします。消費税について見てみるとこうなります。

仕入れ税額控除ができる場合は預かり消費税は7万円になります。A社が適格請求書発行事業者ではない場合、3万円を仕入れ税額控除できないため、預かっている消費税は10万円となります。このように、適格請求書発行事業者ではない取引先との取引が多いほど消費税の仕入れ税額控除が減少し、消費税の納税負担が増えてしまうのです(図表2)。

図表2

●売上	110万円 (消費税10万円)
●仕入	33万円 (消費税3万円)
▶預かっている消費税	
・A社が適格請求書発行事業者の場合	…10万円-3万円=7万円
・A社が適格請求書発行事業者でない場合	…10万円 (控除されない)

図表3 インボイス制度の経過措置



※この経過措置による仕入れ税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨(80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨)を記載した帳簿の保存が必要です。

出典:「適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために」(国税庁)

税理士として多くの企業と接していますが、一人親方やフリーランスなどの免税事業者の方との取引が多い企業では、企業主導でインボイス制度の説明会を行い、制度について知識を共有するなど、さまざまな取組みが始まっています。

2 インボイス制度の経過措置

2023年10月から始まるインボイス制度ですが、当初の6年間は経過措置期間が設けられています。

経過措置期間中は、この表にもあるとおり、経過措置の適用を受けることについて帳簿に記載しておく必要があります。この記載方法については、帳簿上で該当する取引について、「80%控除対象」などの記載をしておけばよいことになっていきます(図表3)。

また、経過措置の適用を受けるための要件として、国税庁は、次の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が必要であると定めていますので、こちらも押さえておきましょう。

【帳簿】

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容及び経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

【請求書等(区分記載請求書等と同様の記載事項が必要)】

- ① 書類の作成者の氏名又は名称



か。 自社が請求書を発行するシーンにおいては、適格請求書のフォーマットに移行してしまえば済むため、大きな手間はかかりません。問題は、取引先から請求書を受け取るシーンです。

3 インボイス制度によって、企業の負担が増える

- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

インボイス制度が始まることで、特に

経理部門には新たな作業が増え、負担が増すことが懸念されていますが、具体的に、どのような作業が生じるのでしょうか。

従来の金額や支払日、振込先などのチェックに加えて、①相手方が適格請求書発行事業者であるかどうかの確認 ②請求書には適格請求書発行事業者の登録番号が正確に記載されているか という2項目をチェックする手間が生じます。

①については、国税庁のシステムと経理ソフトをAPI連携させて自動でチェックする機能を使えばほぼ自動化できます。ただ、そのような機能がない場合には、国税庁のホームページで個別に登録番号を照合する必要があります。

取引先が多い場合には、1社ずつ全てを照合することが物理的に困難なこともあるでしょう。その場合は、取引額や頻度が多い相手先に絞り込んで照合作業を行うなどの対策が求められます。

頻度としては多くはないと思われますが、請求書に虚偽の記載があったことが見逃してしまった場合には、仕入税額控除を受けられないなどのペナルティが課される可能性があります。後になって困った事態にならないように注意したいところです。

4 具体的に何を準備すればよいか

経理部署での請求書のチェックの他にも、インボイス制度の導入にあたって準備しておきたいことを紹介します。これ

らの準備は、制度が始まる半年前までに終わっておきたいところです。

①取引先のリストアップ

現時点での取引先をリストアップし、どのような形式で請求書が送られてきているのかをチェックしましょう。その他、支払方法や請求に関する責任者、責任の範囲なども洗い出すことで、業務改善につなげることもできます。

取引先を洗い出すことで、「思っていた以上に免税事業者の方との取引が多い」「ほとんど課税事業者との取引だった」ということが見えてきます。そうすると、ある程度コストをかけてインボイス制度に対応したシステムを導入したほうがいいのか、従来のやり方でも問題なのかを判別できます。

②インボイス制度に対応しているシステム導入の検討と選定、導入

取引先をリストアップし、システムを導入したほうがいいと判断した場合は、選定に入ります。すでに会計ソフトなどのシステムを導入している場合でも、より使いやすいシステムに乗り換えたほうがいいか検討するタイミングといえます。

システムの選定から入る場合は2022年内には選定を終え、2023

年3月にはシステムを導入、4月から運用開始というスケジュール感がスムーズです。

システム導入については、IT導入補助金*が使えることもあります。補助金を活用すれば導入コストも抑えられますので、調べてみてください。

③取引先に対して、適格請求書発行事業者として登録するかどうかのアンケートを送付する

2022年10月1日から、適格請求書発行事業者への登録申請受付が始まりました。2023年10月の制度実施までに適格請求書発行事業者になって適格請求書を発行できるようにするために、2023年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

制度開始後の事務作業をスムーズに進めるためにも、取引先が適格請求書発行事業者として登録しているのか、また、する予定があるのかというのを早めに把握しておきましょう。また、取引先に対して、自社の適格請求書発行事業者の登録番号を通知しておくことが大切です。

すでに多くの企業では、自社の適格請求書発行事業者の登録番号を取引先に通知するとともに、取引先の適格請求書発行事業者の登録番号を照会するためのアンケートを作成・送付しています。参考

図表4 登録番号の通知文書の例(上)と登録番号照会のアンケートの例(下)



のために見本を掲載していませんので、まだ作成していない方は参考にしてください(図表4)。

免税事業者の方に対してアンケートを送る際には、「取引継続を検討する際の参考にさせていただきます」など、適格請求書発行事業者の登録を強要するような文言が入っていないことを確認してください。

課税事業者である企業側としては、免税事業者との取引よりも、課税事業者である適格請求書発行事業者との取引を増やしたほうが節税につながります。そのため、今後は免税事業者に対して取引の見直しを求める課税事業者も増えることが予想されます。

ただ、「課税事業者にならないければ取引を停止する」などの明確な要求は、申請法違反などの法的な問題が生じる可能性が高いため、注意が必要です。あくまでもアンケートは、適格請求書発行事業者であるかどうか、まだ適格請求書発行事業者の登録申請を行っていない場合には、今後する予定があるのかといったことを確認するに止めておきましょう。

④ 契約書の更新

適格請求書発行事業者からの請求であっても、適格請求書の要件を満たさない請求書が届いた場合や、そもそも請求書が送られてこないような取引の場合などには、仕入税額控除の対象とならずに

損失を被ってしまうおそれがあります。そこで、事前準備として、取引先との契約書をアップデートする必要があります。自動引去りなど、取引の都度請求書が発生しないものについては、契約書上で適格請求書発行事業者の登録番号と、請求書の発行は省略する旨の記載を追加しましょう。

また、免税事業者との取引に関しては、インボイス制度の導入に合わせて、消費税の仕入税額控除の対象外となるためにその分の額を実質値引きで対応してもらいたいなど、報酬額の再調整が発生するケースもあるでしょう。契約内容が変わる場合には、契約書も更新しておきましょう。

なかには、業界の慣習として契約書を交わさないこともあるかと思いますが、やはり商取引上、契約書を交わしておいたほうがトラブルを防ぐという意味でも重要であることには変わりありません。これを機会に契約内容を確認し、契約書を作成しておくことも推奨しています。



税理士法人アイユーコンサルティング
税理士

足立 賢亮 氏

国内大手税理士法人から2019年にアイユーコンサルティングに入社。入社後の相続税申告は既に60件に及ぶ。相続対策、法人顧問、個人顧問、組織再編を伴う資本政策など、幅広い業務に対応しており、丁寧かつスピーディーな仕事振りでお客様とのコミュニケーションを得意とする。他士業との連携、共催による合同セミナー、相続相談会など、営業活動においても躍進する最年少マネージャーとして、関東地区の拠点拡大を目指し、日々邁進している。「会社の事業承継、相続による遺産の承継は人生において数少ない重要な局面である」を念頭に、経営者、遺族、納税者の立場やニーズに配慮し、ベストな提案をするため、幅広くサポートを行う。

株式会社アイユーアソシエイツ 代表取締役
税理士

竹田 清香 氏

1982年三重県生まれ。2005年大手都市銀行系証券会社にてプライベートウェルスマネジメント業務に従事。中堅中小企業オーナー及び資産家に対してコンサルティング業務を行う。2014年不動産系投資顧問会社の経営企画部にて株式上場支援業務に従事。レガシーシステムからのシステム移行及び内部管理統括業務を行う。2018年税理士法人アイユーコンサルティングへ参画。法人顧問業務及び相続税申告業務に従事。2021年9月に新規事業として経理DX業務改善・経理アウトソーシング事業部を立ち上げ責任者となる。2022年10月同事業部分社化、株式会社アイユーアソシエイツを設立する。

本紙に掲載の記事は2022年11月10日時点での情報を基に作成しております。

発行：株式会社 星和ビジネスリンク

本社：〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田NNビル4階
TEL:(03) 5439-2370(大代表) FAX:(03) 5439-2371

※本誌からの無断転載、コピーを禁止します。(非売品)

●お届けいたしましたのは



NISSAY

(生 22 - 5630, 法人開拓戦略室)